

# 資料編

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 第五次箕面市総合計画の策定経過……………       | 32 |
| 2. 第五次箕面市総合計画諮問・答申……………       | 34 |
| 3. 箕面市総合計画審議会（設置条例・委員名簿）…………… | 36 |
| 4. 箕面市総合計画策定委員会議（開催要綱・委員名簿）…  | 38 |
| 5. 用語解説集……………                 | 40 |

1. 第五次箕面市総合計画の策定経過

| 年月     | 箕面市民会議        | 総合計画策定委員会議                 | 総合計画審議会                |
|--------|---------------|----------------------------|------------------------|
| H19.6  | 箕面市民会議発足      |                            |                        |
| H20.3  | 市民との意見交流会     |                            |                        |
| H20.8  | パブリックコメント     | 人口推計調査<br>都市構造調査<br>市民意識調査 | 基礎調査                   |
| H20.9  | 市民との意見交流会     |                            |                        |
|        | 市へ提言書提出(9/24) |                            |                        |
| H20.10 |               | 第1回 策定方針等説明                |                        |
| H20.12 |               | 第2回                        |                        |
| H21.3  |               | 第3回                        |                        |
| H21.4  |               | 第4回                        |                        |
|        |               | 基本構想(案)について                |                        |
|        |               | 基本計画(案)について                |                        |
| H21.6  |               | 第5回                        | 市民満足度アンケート(成果指標設定)     |
| H21.8  |               | 第6回                        |                        |
| H21.9  |               | 第7回                        |                        |
| H21.10 |               | 素案報告(10/2)                 | 第1回 諮問                 |
| H21.11 |               |                            | 第2回<br>パブリックコメント・地域説明会 |
| H22.1  |               | 第8回<br>計画の進行管理について         | 第3回                    |
| H22.2  |               |                            | 第4回                    |
| H22.3  |               |                            | 第5回                    |
| H22.4  |               |                            | 第6回                    |
| H22.5  |               |                            | 第7回                    |
| H22.6  |               |                            | 第8回 答申について<br>答申(6/29) |
| H22.9  |               | 議会議決(10/6)                 |                        |

## (1) 箕面市民会議

第五次箕面市総合計画基本構想の策定に向けて、めざすべき将来のまちの姿について市民が話し合い、その意見を市に提言することを目的として活動しました。

- 市民：51人 市職員：28人
- 会議回数 全体会議：20回 分科会：6分科会合わせて128回
- 市民との意見交流会 5回（市内5カ所）
- パブリックコメント

## (2) 次期箕面市総合計画策定基礎調査

- ①人口推計調査 地域別・男女別・年齢別の人口推計  
・推計年次 2008年（平成20年）3月末を基準とし、2009年（平成21年）～2028年（平成40年）までの20年間を推計
- ②都市構造調査 社会経済環境の変化・主要プロジェクトがまちづくりに及ぼす影響の調査（調査期間 2008年（平成20年）6月～2009年（平成21年）2月）
- ③市民意識調査 総合計画に市民の意見を反映するため、市の取組に対する満足度と重要度などについて、アンケート調査を実施  
・調査対象 16歳以上の市民から無作為抽出した2,000人  
・調査時期 2008年（平成20年）7月  
・回収結果 配布数：2,000票 回収数：1,005票 回収率：50.3%

## (3) 箕面市総合計画策定委員会議

箕面市民会議の提言書や基礎調査結果を踏まえながら、第五次箕面市総合計画の素案を策定しました。

分野別の策定作業については、「健康・福祉」、「安心・安全」、「ひと・学び」、「環境」、「まちづくり」、「地域活性化」、「経営」の7つの分野を設定し、策定委員会議の下部組織として、各分野を所管する部局室の職員を中心とする分野別策定検討会議を開催し、分野間の調整を図りながら検討を進めました。

- 構成員：12人 分野別策定検討会議メンバー：85人
- 会議回数 策定委員会議：8回 分野別策定検討調整会議：9回

## (4) 箕面市総合計画審議会

市から第五次箕面市総合計画原案について諮問を受け、原案に対しパブリックコメント及び地域説明会を実施した上で、そこで得られた市民の意見を踏まえ、8回にわたって調査審議し、答申を取りまとめました。

基本構想では、将来都市構想をはじめまちづくりの骨格となるイメージを明らかにし、基本計画では、めざすべき将来都市像を実現するために必要な政策、施策を総合的・体系的に示しています。審議会においては、特に「総合計画が描く都市イメージ」について議論を深め、原案に大きく加筆した答申となりました。

- 審議会委員：25人
- 会議回数 8回
- パブリックコメント
- 地域説明会 4回（市内4カ所）

## 2. 第五次箕面市総合計画諮問・答申

### (1) 諮問書

箕 総 計 第 3 4 号  
平成21年（2009年）10月26日

箕面市総合計画審議会  
会長 黒 田 研 二 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

#### 第五次箕面市総合計画について（諮問）

本市では、第五次箕面市総合計画の策定について、平成19年度から市民のみなさまに参画いただき、平成20年度には箕面市総合計画策定委員会議を立ち上げ、提言書を尊重しながら素案の策定にあたって参りました。

このほど、策定委員会議会長より素案の報告を受け、所要の修正を加えて本市としての原案をとりまとめましたので、箕面市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第19号）第2条の規定に基づき、第五次箕面市総合計画基本構想及び前期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

なお、基本計画のめざすまちの姿の達成状況を評価するための成果指標については、更なる慎重なご審議をお願いいたします。

## (2) 答申書

箕 総 審 第 1 5 号  
平成22年（2010年）6月29日

箕面市長  
倉 田 哲 郎 様

箕面市総合計画審議会  
会長 黒 田 研 二

### 第五次箕面市総合計画について（答申）

平成21年（2009年）10月26日付け箕総計第34号をもって当審議会に諮問された第五次箕面市総合計画案について、慎重に審議を重ねた結果、原案の一部を修正・加筆して別添のとおり答申します。

また、総合計画の推進にあたっては、この答申及び当審議会の審議過程を十分尊重して計画を策定し、広く市民等に情報提供して協働によるまちづくりを進めるとともに、当審議会の審議過程において主要な論点となった下記の事項にも十分配慮されることを要望します。

#### 記

1. 本総合計画は、先行き不透明な現下の社会経済状況を反映したものである。このような状況を克服し、計画の推進を図るため、財政力の強化と持続可能な発展に注力するとともに、市民や市議会等関係機関の理解と協力を得ながら、めざすまちの姿の実現に努められたい。
2. 本総合計画の全編を貫く視点として、「協働によるまちづくり」と「新たな地域経営によるまちづくり」を掲げている。この理念を市民と行政が共有し、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、多様な主体がまちづくりに積極的に関わることができるよう、「箕面市まちづくり理念条例」、「箕面市市民参加条例」を活用し、その仕組みづくりや機運の醸成に努められたい。
3. 本市の最大の特徴は、豊かな自然に恵まれた良好な居住環境であり、本総合計画においても、「環境共生さきがけのまち」、「『箕面らしさ』を生かすまち」などの節を設けて多角的に記述されている。今後のまちづくりに際しては、豊かな自然環境との調和に特段の配慮をしながら、将来都市像として描いた都市イメージの実現とそれに伴う新しいまちづくりに努められたい。
4. 基本計画の成果指標については、審議会においても大きな論点となったところである。成果指標及び目標値の設定については、達成状況を踏まえて、適宜適切な見直しを図られたい。また、計画の進行管理及び後期基本計画の策定にあたっては、幅広く市民の参画を得るとともに社会経済環境の変化や財政状況に鑑み、適切かつ柔軟な対応を図られたい。

### 3. 箕面市総合計画審議会（設置条例・委員名簿）

#### （1）箕面市総合計画審議会設置条例

昭和四十二年十一月十一日

条例第十九号

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 審議会は、本市総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

（委員）

第四条 委員は、次の各号に掲げる者について必要のつど市長が任命する。

- 一 市議会議員
- 二 学識経験を有する者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 公共的団体の代表者
- 五 市民

2 前項第一号又は第三号に掲げる者に該当するものとして任命された委員が当該各号に掲げる職を失つた場合においては、委員の職を失う。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長等）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（報酬及び費用弁償）

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（規則への委任）

第七条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 箕面市総合計画審議会委員名簿

|        | 氏名     | 役職等                  | 備考           |
|--------|--------|----------------------|--------------|
| 一<br>号 | 上田 春雄  | 箕面市議会議員              |              |
|        | 神代 繁近  | 箕面市議会議員              |              |
|        | 川上 加津子 | 箕面市議会議員              |              |
|        | 神田 隆生  | 箕面市議会議員              |              |
|        | 田代 初枝  | 箕面市議会議員              |              |
|        | 森岡 秀幸  | 箕面市議会議員              |              |
| 二<br>号 | 阿部 昌樹  | 大阪市立大学大学院教授（法社会学）    |              |
|        | 河田 聡   | 大阪大学大学院教授（応用物理学）     |              |
|        | 窪 誠    | 大阪産業大学教授（人権政策学）      |              |
|        | 黒田 研二  | 大阪府立大学教授（保健福祉）       | 会長           |
|        | 澤木 昌典  | 大阪大学大学院教授（環境計画）      |              |
|        | 増田 昇   | 大阪府立大学大学院教授（都市計画・景観） | 会長職務代理       |
|        | 藪口 隆   | 弁護士                  |              |
|        | 山内 直人  | 大阪大学大学院教授（国際公共政策）    |              |
|        | 山野 則子  | 大阪府立大学准教授（子ども家庭福祉）   |              |
| 三<br>号 | 吉村 庄平  | 大阪府池田土木事務所長          | 平22.3.31付け退任 |
|        | 芝池 利尚  | 大阪府池田土木事務所長          | 平22.4.16付け就任 |
| 四<br>号 | 中上 忠彦  | 箕面市農業経営者連絡協議会副会長     |              |
|        | 平野 クニ子 | 社会福祉法人箕面市社会福祉協議会会長   |              |
|        | 光井 良治  | 箕面商工会議所会頭            |              |
|        | 山田 富夫  | 連合豊能地区協議会箕面連絡会議長     |              |
| 五<br>号 | 植山 哲志  | 箕面市民会議               |              |
|        | 川端 常樹  | 箕面市民会議               |              |
|        | 島村 治規  | 公募市民                 |              |
|        | 須貝 昭子  | 公募市民                 |              |
|        | 藤井 慶一  | 公募市民                 |              |

※箕面市総合計画審議会設置条例第四条の規定に基づく。（敬称略・各号ごとの50音順）

※役職等は任命時点

## 4. 箕面市総合計画策定委員会議（開催要綱・名簿）

### （1）箕面市総合計画策定委員会議開催要綱

平成二十年五月二十二日

箕面市訓令第四十号

（趣旨）

第一条 この要綱は、平成二十三年度を初年度とする箕面市総合計画基本構想及び基本計画の素案（以下「総計素案」という。）の策定及び当該基本計画を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を検討するため、箕面市総合計画策定委員会議（以下「委員会議」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

（検討事項）

第二条 委員会議においては、総計素案の策定及び実施計画について検討するものとする。

（構成）

第三条 委員会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 企画専門委員（学識経験者のうちから市長が委嘱した者をいう。）
- 二 総合計画策定委員（市民のうちから市長が委嘱した者をいう。）
- 三 理事級の職員のうち市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第四条 委員会議に会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を招集し、かつ、その議長となる。
- 3 委員会議に副会長を置き、会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（関係者の意見聴取）

第五条 会長が必要と認めるときは、構成員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（分野別策定検討会議）

第六条 分野別に総計素案の策定及び実施計画について検討しようとするときは、分野別策定検討会議（以下「分野別検討会議」という。）を開催する。

- 2 分野別検討会議に部会長を置き、各分野を所管する部局室の総務次長がこれにあたる。
- 3 分野別検討会議の運営に関する事項は、別に定める。

（庶務）

第七条 委員会議の庶務は、市長公室政策企画課において行う。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(2) 箕面市総合計画策定委員会議名簿

|        | 氏 名   | 役 職 等             | 備 考     |
|--------|-------|-------------------|---------|
| 一<br>号 | 阿部 昌樹 | 大阪市立大学大学院教授（法社会学） | 会長      |
|        | 澤木 昌典 | 大阪大学大学院教授（環境計画）   | 副会長     |
|        | 小野 淳  | 千里金蘭大学講師（情報教育）    |         |
| 二<br>号 | 中井 祥二 | 公募市民              |         |
|        | 片平 裕之 | 公募市民              |         |
|        | 五藤 正紀 | 箕面市民会議            |         |
| 三<br>号 | 高山 嗣彦 | 箕面市民会議            |         |
|        | 中井 勝次 | 市長公室長             | 第1回～第3回 |
|        | 具田 利男 | 市長政策室長            | 第4回～第8回 |
|        | 坂田 孝  | 総務部長              | 第1回～第3回 |
|        | 井上 清希 |                   | 第4回～第8回 |
|        | 吉田 功  | 健康福祉部長            |         |
|        | 伊藤 哲夫 | 都市計画部長            | 第1回～第3回 |
|        | 山田 学  | みどりまちづくり部長        | 第4回～第8回 |
|        | 森田 雅彦 | 教育推進部長            | 第1回     |
|        | 森井 國央 |                   | 第2回～第8回 |

※箕面市総合計画策定委員会議開催要綱第三条の規定に基づく。(敬称略)

## 5. 用語解説集（五十音順）

| 用語       | 意味   |
|----------|--|
| NPO      | <non-profit organization>民間の非営利組織。<br>本市では、いわゆるNPO条例により非営利公益市民活動団体と呼ぶ。   |
| 環境共生     | 人と自然環境の持続的共生のこと。キーワードは、環境保全、省エネ、循環型、脱二酸化炭素など。  |
| 環境形成帯    | 山間・山麓部などの緑地のうち近郊緑地保全区域や明治の森箕面国定公園と市街地の間に位置する山麓部の緑地（樹林地）。本市の良好な都市イメージを形づくる大切な要素となっており、特に、季節ごとに表情を変える四季折々の彩り豊かな山なみ景観は、箕面らしさを醸し出す最も重要な資源となっている。 |
| 機関委任事務制度 | 法律または政令によって国から地方公共団体の執行機関（知事や市町村長など）に委任された事務のことである。1999年（平成11年）に廃止され、法定受託事務に再編成された。  |
| 協働       | それぞれが果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。   |
| 経常一般財源   | 毎年度継続して収入される財源のうち、その用途が特定されず使用できる現実の収入。市民税、固定資産税など。  |
| 健康寿命     | 日常的に介護を要しないで、自立した生活ができる期間。   |
| 参画       | 事業・政策などの計画に立案段階から加わり、協働すること。   |
| 三位一体改革   | 2006年（平成18年）6月の経済財政諮問会議での小泉首相（当時）の言葉。国庫補助金、地方交付税、税源移譲の3点を同時に改革するという国の財政改革の一つ。  |
| 新市街地     | 近年大規模開発によって形成された市街地。本計画では、彩都・箕面森町・小野原西地区をいう。   |

| 用語         | 意味  |
|------------|---|
| 3R         | Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)・Recycle (再資源化)の頭文字を取ったもので、「スリーアール」または「さんアール」と読む。資源の有効利用と地球環境の保全へと舵を切り、循環型社会をめざすためのキーワードとなっている。              |
| 政策・施策      | 政策は、施政上の方針。施策は、政策に基づいて実地に採る策。施策のもとに個別の事業を配置している。  |
| 地域経営       | 行政主導による行政サービスの効率化を追求する自治体運営ではなく、限られた地域資源を最大限活用し、市民、市民活動団体、事業者、行政など多様な主体が課題を共有し、合意形成を図りつつ、役割分担と協働によって、地域を自律的に運営していくこと。                 |
| 地縁団体       | 一定の区域内に住所を有する、つながり（地縁）に基づいて組織された団体で、その区域内の住民間の連絡調整、生活環境の維持整備、社会福祉、集会施設の管理などの地域的な共同活動を行っている団体で、その代表的なものが自治会。                           |
| 地産地消       | 地元で生産されたものを地元で消費すること。   |
| 地方公共団体     | ここでは、住民・執行機関・議会から構成される普通地方公共団体を指す。執行機関の長と議会の二代表制で、住民は執行機関の長と議会議員を選挙で選び、議会は執行機関が行う事務の重要事項について議決し、事務をチェックする。総合計画は、執行機関が行う事務について定めた長期計画。 |
| 都市間競争      | 各都市が、定住・交流人口の増加、企業誘致などを図るため、それぞれ魅力づくりを進め、その魅力を競い合うこと。   |
| ニート        | 年齢15～34歳で、仕事も家事も通学もしていない人。  |
| ノーマライゼーション | 国連「国際障害者年行動計画」において示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやしい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、多様な人々が存在し互いに支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、あたりまえの社会である」という意。               |

| 用語       | 意味  |
|----------|---|
| ヒートアイランド | 都市部では、建物や自動車の排熱、アスファルトの放熱などが郊外に比べて多く、気温が高くなる。こうした地域で、気温の等高線（等温線）を描くと、高温部が島のように都市部を取り巻くように現れることからヒートアイランド現象という。都市高温化ともいう。  |
| フリーター    | 定職に就かず、アルバイトなどで生活費を得ている人。   |
| まちづくり    | 道路や公園などのハード（物的）面に限らず、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など、ソフト面でのひとつづくりや仕組みづくりを含めた活動をいう。  |
| みどり      | 山間山麓部の山林、まちなかの樹林・樹木・草地、公園、農地などの草花や樹木などの植物としての緑だけでなく、これらと一体となった水辺やオープンスペース、さらには、そこでの市民活動やかかわっている人々も含む幅広い概念を意味する（「箕面市みどりの基本計画」参照）。「まちづくり」を土木・建設や規制などのハード面だけでなく、人々の自覚的な取組やコミュニティづくりなどを含めた概念としてひらがなで表現するのと同様の考え方。 |
| ライフステージ  | 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられる。   |
| ローリング    | 見直しすること。経済用語のローリングプラン（rolling plan＝計画を定期的に見直し、修正していく方法）から派生した言葉。  |

第五次箕面市総合計画  
基本構想

発行年月：2011年(平成23年)3月

発行：箕面市

〒562-0003

大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL 072-723-2121(代表)

FAX 072-723-2096

<http://www.city.minoh.lg.jp/>

編集：箕面市総務部総合計画担当

|       |
|-------|
| 印刷物番号 |
|-------|

|       |
|-------|
| 22-27 |
|-------|



箕面市

2011~2020